三郡市で宿泊サービスを実施している地域密着型通所介護事業所等

	1. 事業所名		2. 事業所の所在地・連絡先・事業者名							3. 定員		4. 宿泊サービス提供日・サービス計画		5. 人員配置		6. 宿泊料金		7. 宿泊室			8. 防災対策										県指針不適合の状況 ※不適合は▲										
										＜基準要旨＞ ・宿泊サービスの利用定員は、通所介護事業所等利用定員の**1/2以下又は9人以下** （1/2以下。 ※下線部は平成27年10月改正部分		＜基準要旨＞ ・連続4日以上の宿泊予定者については、具体的サービス内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。 （3日以内の連続宿泊であっても、反復的・継続的に利用する予定であれば作成が望ましい）		**※ 下段の従業者数は常勤・非常勤、専従・兼務を問わず、宿泊のみを行う人数を含めて、必ず1人以上配置する人数が確保されていなければならない。** ＜基準要旨＞ ・介護職員（看護職員を含む）を夜時、利用者9人につき1名以上確保する。 ・食事時間等の繁忙時には、上記に加え必要な人員を配置する。 ・介護職員は、有資格者（介護福祉士・ヘルパー資格者）が望ましい ・緊急時対応職員の配置又は緊急連絡体制を整備する。		法平成27年12月改正：宿泊料金は事業所が定める金額（※介護保険適用外の自費サービス）となる。 ※「宿泊料金設定がない場合は、そのため一律徴収無しとしています」 ・利用料金はかず事業所に確認ください。		＜基準要旨＞ ・宿泊室の定員は、原則として1室1名 ・面積上の基準は、1室7．43㎡以上 ・個室以外の場合は、1人あたり7．43㎡以上を確保し、カーテン・パーテーション等の仕切りを設け、利用者のプライバシーを確保すること。**よりい室の定員は4人以下とすること。** ・男女別室に配慮すること。			＜基準要旨＞ ・消防法その他の法令に従い、消火設備等を確実に設置する。 ・非常災害に対する具体的計画（消防計画等）を作成する。 ・非常災害時の関係機関等との連携体制を整備する。 ・消防計画等を定期的に従業者に周知する。 ・定期的に夜間を想定した避難・救出等の必要な訓練を行う。 ・**非常災害時に備えて備蓄（飲・飲料水、食料、常備薬、介護用品、その他）に努めること。**																	
No.	1	宿泊サービスを提供している通所介護事業所等の事業所名	地域密着型通所介護事業所（市町村所管）	2 市町村	3 所在地	4 電話番号	5 事業者名（運営法人）	6 介護保険事業所番号	6-2 廃止・休止	7 宿泊定員	8 ※通所定員	9 サービス提供日 月	火	水	木	金	土	日	祝	その他休日	10 サービス計画の作成	11 従業者数	従業者数	12 看護師・准看護師	介護職員（資格あり）	その他の職員	13 管理栄養士	14 夜勤者の配置	15 緊急対応要員の配置	緊急時の連絡体制	17 宿泊料金の例（宿泊＋夕食・朝食代）	18 その他の料金（実費等）の有無	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	○ 指定時には適合していないが、改善されている	1 定員	2 ユニット対策	3 緊急対応	4 個室面積	5 個室以外の面積	6 開口部	7 男女別室	8 消防計画等	9 夜間想定訓練	10 定期的に避難訓練を実施していない
1	あすなろホーム三郡	地域密着型通所介護事業所	三郡市	三郡市鵜飼新町1－545－2	0569-345-1630	株式会社あすなろホーム	**********			2人		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								あり	従業者数	2人		2人		有し	2人	有し	あり	1泊 円		あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	後2回	夜間想定訓練	○	▲	▲							